

大磯町議会一般会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町議会基本条例（平成21年大磯町条例第14号）第5条第2項に規定する一般会議の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 一般会議は、議員から議長に開催の申出があった場合、又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において、議会運営委員会が審査し、必要と認めるときに開催する。

2 一般会議は、原則として、町内で活動している団体等と個別に開催する。

3 一般会議の開催を希望する団体等は、大磯町議会一般会議申込書（第1号様式）を議長に提出するものとする。

4 一般会議の会場は、原則として、第6条第1項に規定する記録のまとめについて情報技術を活用して円滑に行うことのできる第1委員会室とする。

(テーマ)

第3条 一般会議のテーマは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町政に関すること。

(2) 町議会に関すること。

(3) その他町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 一般会議における司会進行、記録者等の役割分担は、議会運営委員会で決定した出席者が協議して決定する。

(次第)

第5条 一般会議は2時間程度とし、次第は次のとおりとする。

(1) テーマの報告

(2) 質疑応答

(3) 意見提言

(結果の公表等)

第6条 一般会議の結果は、大磯町議会協議又は調整を行うための場の運営に関する規程（平成21年大磯町議会告示第3号）第7条に規定する記録としてまとめ、議長に提出する。

2 前項の記録は、原則として、町ホームページに掲載するほか、概要を議会だよりで公表する。

3 町政に対する意見提言で重要なものは、議長の判断で町長に報告する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、一般会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。